

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和３３年１０月町田市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第８条の４に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の事情により前項の期間によることが困難であると認めるときは、夏季の期間を別に定めることができる。

附 則

この条例は、平成２５年７月１日から施行する。

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(夏季休暇) 第 8 条の 4 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の事情により前項の期間によることが困難であると認めるときは、夏季の期間を別に定めることができる。</u>	(夏季休暇) 第 8 条の 4 略